

県内市町職員(一般行政職)のラスパイレス指数(令和6年4月1日現在)【別紙1】

- ラスパイレス指数が100以上の団体は4団体(草津市、守山市、野洲市、東近江市)です。
- ラスパイレス指数の県内市平均は99.1(前年度比 $\Delta 0.2$)、県内町平均は97.8(前年度比 ± 0.0)です。
- ラスパイレス指数が全国平均を上回る団体は、県内市で8団体、県内町で5団体となっています。

ラスパイレス指数の推移

市町名	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R4→R6	R5→R6
大津市	99.9	99.5	99.4	$\Delta 0.5$	$\Delta 0.1$
彦根市	98.1	98.7	98.0	$\Delta 0.1$	$\Delta 0.7$
長浜市	97.4	97.3	97.4	0.0	0.1
近江八幡市	99.0	99.4	99.0	0.0	$\Delta 0.4$
草津市	101.1	101.2	100.2	$\Delta 0.9$	$\Delta 1.0$
守山市	101.3	101.0	101.2	$\Delta 0.1$	0.2
栗東市	98.3	98.0	98.1	$\Delta 0.2$	0.1
甲賀市	96.8	97.3	97.1	0.3	$\Delta 0.2$
野洲市	100.9	101.3	100.6	$\Delta 0.3$	$\Delta 0.7$
湖南市	100.0	100.3	99.1	$\Delta 0.9$	$\Delta 1.2$
高島市	98.7	98.3	98.2	$\Delta 0.5$	$\Delta 0.1$
東近江市	100.7	100.2	100.3	$\Delta 0.4$	0.1
米原市	99.0	98.8	99.1	0.1	0.3
日野町	97.7	97.3	97.4	$\Delta 0.3$	0.1
竜王町	99.3	98.7	98.6	$\Delta 0.7$	$\Delta 0.1$
愛荘町	97.3	97.3	96.6	$\Delta 0.7$	$\Delta 0.7$
豊郷町	95.8	95.4	96.2	0.4	0.8
甲良町	97.6	98.4	97.2	$\Delta 0.4$	$\Delta 1.2$
多賀町	98.9	99.3	99.6	0.7	0.3
県内市平均	99.3	99.3	99.1	$\Delta 0.2$	$\Delta 0.2$
県内町平均	98.1	97.8	97.8	$\Delta 0.3$	0.0
県内市町平均	99.3	99.2	99.0	$\Delta 0.3$	$\Delta 0.2$
全国市平均	98.7	98.6	98.6	$\Delta 0.1$	0.0
全国町村平均	96.3	96.3	96.4	0.1	0.1

全国平均との比較 (各年4月1日現在)

区 分		R4	R5	R6
県内市	全国平均超	8	9	8
	全国平均以下	5	4	5
県内町	全国平均超	5	5	5
	全国平均以下	1	1	1

ラスパイレス指数の分布状況 (各年4月1日現在)

区 分	R4	R5	R6
110以上	0	0	0
105以上～110未満	0	0	0
100以上～105未満	5	5	4
95以上～100未満	14	14	15
95未満	0	0	0

※1 「県内市平均」、「県内町平均」および「県内市町平均」は、各団体の加重平均値です。

※2 「全国市平均」には、指定都市は含まれていません。

参考【ラスパイレス指数の算出方法】

ラスパイレス指数とは？

国家公務員行（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準

・ラスパイレス指数とは、国家公務員行（一）の適用職員の俸給額を100とした場合の地方公共団体の一般行政職の給与の水準を表す指数で、学歴別および経験年数別にグループ化した上でそれぞれについて平均給料月額を算出し、国家公務員と比較するものです。
（地方公共団体の仮定給料総額である地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和を国の実俸給総額で除して得る加重平均。60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。）

・ラスパイレス指数が変動する一般的な要因としては、給料表の改定率が国と異なる場合、昇給短縮・延伸が行われた場合、採用・退職・経験年数階層の変動等により職員構成が変動した場合等があります。

・各市町村では、ラスパイレス指数の算出や、その変動要因分析を行うことで、自団体の給与の実態を把握し、一層の適正化を図るための資料として活用しています。

【計算例】
（大学卒）

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	1,262	1,775	1,750	2,240,050	2,208,500
1年以上2年未満	1,298	1,817	1,802	2,358,466	2,338,996
2年以上3年未満	1,640	1,885	1,840	3,091,400	3,017,600
3年以上5年未満	4,359	1,989	1,950	8,670,051	8,500,050
5年以上7年未満	5,038	2,154	2,200	10,851,852	11,083,600
7年以上10年未満	8,173	2,397	2,400	19,590,681	19,615,200
10年以上15年未満	13,201	2,827	2,710	37,319,227	35,774,710
15年以上20年未満	12,095	3,381	3,107	40,893,195	37,579,165
20年以上25年未満	9,392	3,871	3,500	36,356,432	32,872,000
25年以上30年未満	7,230	4,183	4,000	30,243,090	28,920,000
30年以上35年未満	4,320	4,335	4,320	18,727,200	18,662,400
35年以上	920	4,437	4,340	4,082,040	3,992,800
計	68,928			F 214,423,684	G 204,565,021

（短大卒）

計	13,757			H 44,262,481	I 43,850,784
---	--------	--	--	-----------------	-----------------

（高校卒）

計	61,710			J 211,488,120	K 205,864,753
---	--------	--	--	------------------	------------------

（中学卒）

計	163			L 503,697	M 501,890
---	-----	--	--	--------------	--------------

ラスパイレス指数 = $\frac{G + I + K + M}{F + H + J + L} \times 100$

$= \frac{(204,565,021) + (43,850,784) + (205,864,753) + (501,890)}{(214,423,684) + (44,262,481) + (211,488,120) + (503,697)} \times 100$

$= 96.62 \qquad = 96.6 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}$

(参考)

地域手当補正後ラスパイレス指数について

市町名		ラスパイレス指数	地域手当 団体支給率	地域手当 国支給率	地域手当補正後 ラスパイレス指数 ※1
大津市	※2	99.4	10%	10%	99.4
彦根市	※2	98.0	6%	6%	98.0
長浜市	※2	97.4	3%	3%	97.4
近江八幡市		99.0			99.0
草津市		100.2	10%	10%	100.2
守山市	※2	101.2	6%	6%	101.2
栗東市		98.1	10%	10%	98.1
甲賀市	※2	97.1	5%	6%	96.2
野洲市		100.6			100.6
湖南市	※2	99.1	2%	3%	98.1
高島市		98.2			98.2
東近江市		100.3	3%	3%	100.3
米原市		99.1			99.1
日野町		97.4			97.4
竜王町		98.6			98.6
愛荘町		96.6			96.6
豊郷町		96.2			96.2
甲良町		97.2			97.2
多賀町		99.6			99.6

※1 R6.4.1における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後のラスパイレス指数。

※2 地域手当支給団体のうち、地域手当の算出基礎に管理職手当を含めていない団体。
国基準：地域手当の月額＝（俸給＋俸給の特別調整額（管理職手当）＋扶養手当の月額）×支給割合

〔参考〕 地域手当補正後ラスパイレス指数

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出する。

【算出方法】

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \frac{\text{現行ラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}}{1}$$

（注）

- 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

（例）

A市	ラスパイレス指数：98.0 地域手当支給率：3% 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%
----	---

$$\text{A市の地域手当補正後ラスパイレス指数} = 98.0 \times (1 + 0.03) / (1 + 0.03) = 98.0$$

B市	ラスパイレス指数：98.0 地域手当支給率：10% 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%
----	--

$$\text{B市の地域手当補正後ラスパイレス指数} = 98.0 \times (1 + 0.1) / (1 + 0.03) = 104.7$$

→現行のラスパイレス指数が同じ団体でも、地域手当を加味してみると、国家公務員と比較した給与水準が異なる場合がある。

（イメージ図）

